

# 安全報告書

( 2022年度 )

本安全報告書は、航空法第 111 条の 6 の規定に基づき作成したものです

 朝日航空株式会社

## 目 次

はじめに	2
1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的方針に関する事項	3
1-1 安全方針	
1-2 コミットメント	
1-3 経営理念	
2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項	4
2-1 組織と人員	
2-2 日常運航の支援体制	
2-3 使用している航空機に関する情報	
3. 航空法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項	10
3-1 トラブルの種類別発生件数	
3-2 トラブルの概要及び対応状況	
4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項	11
4-1 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導	
4-2 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況	
4-3 2023 年度の安全目標	

## はじめに

平素より、朝日航空株式会社をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「2022 年度朝日航空株式会社安全報告書」を作成いたしましたので、ぜひご一読いただき、弊社の安全に関する取組みについてご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

2022 年度の活動においては、航空事故の発生はなかったものの、重大インシデント事案を 1 件発生させたことにより、残念ながら安全目標の達成には至ることができませんでした。発生事象については適切に分析を進め、同様事例等を発生させないよう再発防止策の策定ならびに関連する安全施策の実施を行いながら、引き続き安全活動の更なる強化に取り組んでいるところでございます。

以上を踏まえ 2023 年度、私達は安全目標の達成をするべく、構築された安全諸施策を着実に実行する活動を強力に進めてまいります。

また、全社員が安全に関する全ての情報を共有し、積極的に安全活動への参加と推進を実行することが組織の最優先事項である、との安全方針のもとに安全の確保を実現いたします。

今後とも皆様のお引き立てを賜ります様、宜しくお願い申し上げます。

2023 年 6 月 1 日

朝日航空株式会社  
代表取締役社長  
大屋 政則

## 1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

### 1-1 安全方針

会社は法令を遵守し、安全の確保を組織の最優先事項にする。

### 1-2 コミットメント

安全の確保は事業運営の至上命題であり、社会的使命である。社員全員が安全に関するすべての情報を共有し、安全活動に参加することによって、安全を確保することを宣言する。

### 1-3 経営理念

朝日航洋グループの一員である弊社は、「経営理念」「朝日航洋グループ社員行動憲章」を遵守・実行し、安全訓を見つめ真摯に取り組んでまいります。

#### 経営理念

- (1) 安全と信頼によるお客様満足の追求
- (2) 変化とスピードによるビジネスの推進
- (3) 人を活かし人を育てる

### 朝日航空 安全訓

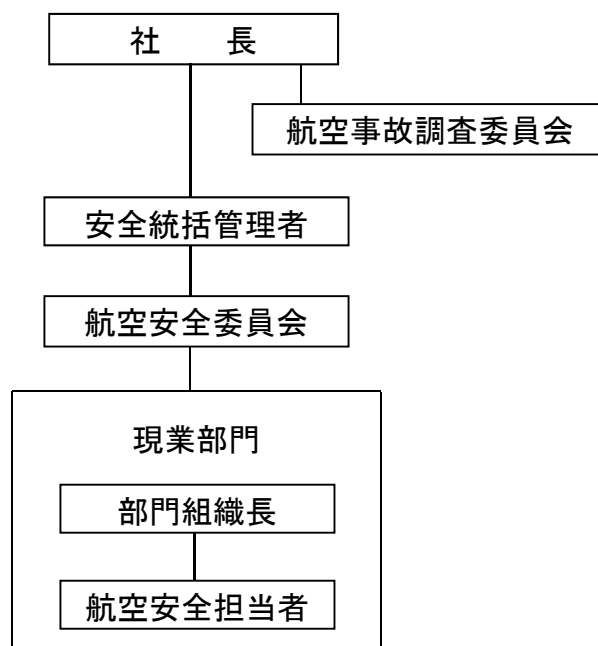
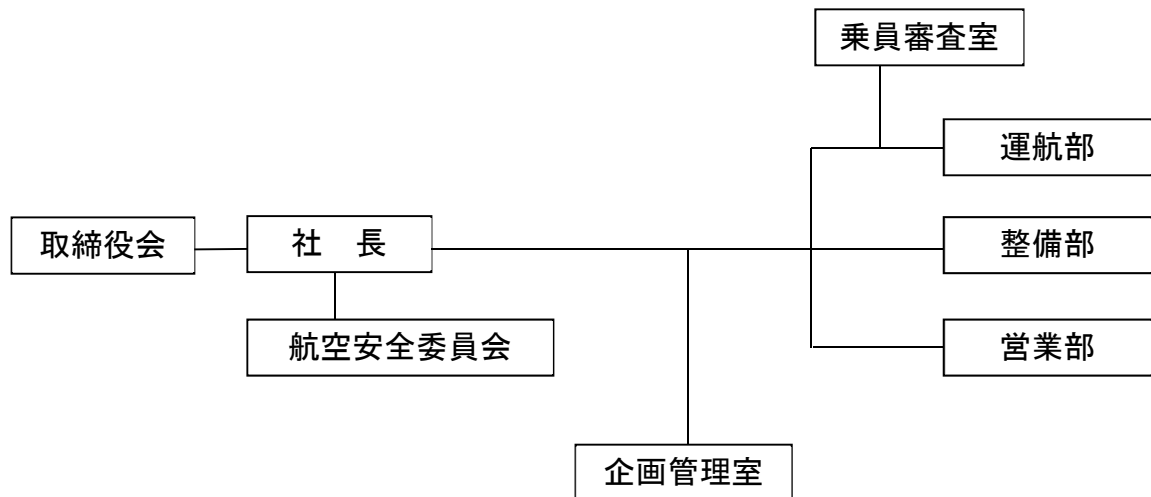
## 「基本の確行」

やるべき事は確実にやり、  
やってはいけない事は決してやらない

## 2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

### 2-1 組織と人員

#### (1) 安全に関する組織



## (2)各組織の機能・役割の概要

### ① 安全統括管理者

安全管理の取組みの統括管理者であり、安全管理体制の継続的な改善を推進し、安全の監視を行うと共に、安全に関する重要事項について、経営の最高責任者に報告します。

### ② 航空安全委員会

会社の安全体制を向上させ、運航の安全をより一層図るため、安全上必要と認められる諸施策を推進し、航空事故を防止することを目的として設置されています。

当委員会は、社長直属の組織であり、安全統括管理者を委員長とし運航部門、整備部門、営業部門、企画管理部門の部門長等により構成されます。毎月1回開催し、安全に係る事案の共有と認識の一致を図ると共に、安全に係る事案についての意思決定を行います。

### ③ 航空事故調査委員会

航空機に関する事故・インシデントの原因を公正に調査・分析し、同種事故・インシデント等の再発防止に資することを目的として設置されています。

取締役を委員長に、運航部長、整備部長、営業部長、企画管理室長等により構成されます。委員会は、関係者からの聞き取り調査及び関係物件の調査を行う権限を有し、調査終了後は調査の過程及び結果を社長に報告します。

### ④ 部門組織長

部門、組織の安全に関する取組みの実行責任者であります。部門、組織内で安全に関する業務及び法的要件や会社の規程・基準及び手順書が遵守されていることを確認します。不備が認められた場合は、それを是正すると共に、安全統括管理者に必要な報告を行います。

### ⑤ 航空安全担当者

航空安全委員会から示された安全活動方針に基づき、各職場の長が指示した具体的施策の実行状況の点検を行います。また、毎月1回職場安全会

議を開催し、各職場の不安全事項、不具合、インシデント等の分析・再発防止策・予防策等を討議します。

#### ⑥ 運航部

運航業務全般を統括し、航空安全に関すること、運航計画の調整及び実施に関すること、航空法・電波法等関係法令、通達等に基づき航空運送事業及び航空機使用事業の航空機の運航に係る業務全般を所掌します。

#### ⑦ 整備部

自社機の整備・改造作業全般及び資材の調達、これらの業務能力維持向上のための教育の計画とまとめ並びに整備関連許認可の維持・管理等、品質管理全般、在庫管理全般を所掌します。

### (3)各組織における人員数

航空安全委員会	航空事故調査委員会	航空安全担当者
15名 <sup>※1</sup>	5名 <sup>※2</sup>	4名

※1 内1名は事務局員

※2 招聘者により人数は変動

### (4)航空機乗組員及び整備従事者の数

航空機乗組員	整備従事者
26名	24名

### (5)運航管理担当者及び有資格整備士の数

運航管理担当者	有資格整備士
20名	19名 ※

※ 内、確認整備士 11名

## 2-2 日常運航の支援体制

### (1) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者の定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領」、「整備規程審査要領」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領」に基づき、社内規程を設定し、定期訓練及び審査を実施しています。

#### ① 航空機乗組員

##### ◆ 定期訓練

「運航上必要とする知識」及び「使用機に関する知識」を維持向上させるために年1回訓練を実施しています。

##### ◆ 定期審査

運航に必要な知識及び能力を有していることを確認するために年1回審査を実施しています。

#### ② 整備従事者

##### ◆ 定期教育訓練

法規及び各規程類の改訂に対する対応、TCD(耐空性改善通報)及びサービスブリティン(技術通報)等の技術資料の内容、不具合及び処置方法、その他整備作業に必要な情報について、2年毎に訓練を実施しています。

#### ③ 運航管理担当者

##### ◆ 定期審査

運航管理に必要な知識及び能力を有していることを確認するために年1回審査を実施しています。

### (2) 日常運航における問題点の把握と共有及び現場へのフィードバック体制

#### ① 発生情報報告

安全に係る事象は、朝日航洋グループの情報ネットワークを活用した報告システム「発生情報」により、報告・収集されます。収集された情報に基づき、事象分析のうえ再発防止策あるいは予防措置を策定して安全を確保しています。本システムの情報は、全社員で共有しています。



## ② 職場安全会議

各職場において航空安全担当者が中心となって毎月開催され、職場の問題点や安全上のトラブルについて、再発防止あるいは予防の観点から対応策の検討や注意事項の確認が行われます。会議の議事録は航空安全委員会に報告され、必要により同委員会から更なる対応の指示が出されます。

## ③ 航空安全委員会(会議)

役員及び部門組織長が中心となって毎月開催され、発生情報を基にしたリスクアセスメントの実施、職場安全会議の議事内容の確認を含め、安全に係る事案についての意思決定を行っています。

## ④ 安全監査

運航部門、整備部門、営業部門、企画管理部門、調布運航所、鹿部飛行場、経営トップ、航空安全委員会への安全監査を年1回以上実施しています。安全監査では、安全に係る業務の基準や手順が法令、規程類に適合し、文章化されているか、またその基準や手順通りに業務が実施されているか、業務プロセスが機能しているか、さらには必要な記録が取られているか等を確認しています。

## (3) 安全に関する社内啓発活動等の取組み

### ① 安全大会

毎年1回開催し、役員による安全訓示、有識者による安全に関する講演、過去の事故事例のレビュー、発生情報のレビュー、安全目標に関する取組み及び達成状況の発表、その他安全に関するプログラムを行い、安全管理に対する理解及び安全風土・安全文化の向上を図っています。

### ② 緊急事態模擬訓練

緊急事態を想定し、初動措置及び応急対策活動を演練することを目的として、毎年1回以上実施しています。

### ③ 5S活動

5S活動を推進し、仕事の効率化、ヒューマンエラーの防止、労働災害の防止に全部門で取り組んでいます。毎月1回活動内容の報告を行っています。

④ 安全活動パトロール

役員等が各職場を定期的に巡回して、安全活動の実施状況の点検を行っています。点検結果の報告を航空安全委員会に行っています。

⑤ S・QDC (Safety・Quality・Delivery・Cost) 活動

安全確保を最優先に、品質向上・生産性向上・経費削減を目指して、職場の改善提案活動を行っています。毎月 1 回発表会を開催しています。

2-3 使用している航空機に関する情報(2023 年 3 月 31 日現在)

機 種	機数	座席数	平均年間 飛行時間	導入時期(年)	平均機齢(年)
セスナ式 172P/S 型	4/4	4	400	1978/ 2014	41/10
セスナ式 208型	3	10	369	2002	26
ビーチクラフト式 G58型	3	6	331	2008	11

### 3. 航空法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項

2022 年度に航空局に報告を行った事象で、航空法第 111 条の 6 の規定に基づき安全報告書により公表が求められている航空運送事業に係る状況は以下の通りです。

#### 3-1 トラブルの種類別発生件数

種 類	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
航空事故	0	0	0	0
重大インシデント	0	0	0	0 (1)
安全上のトラブル	0 (2)	0 (3)	0 (4)	0 (0)
合 計	0 (2)	0 (3)	0 (4)	0 (1)

\* 航空機使用事業に係る件数を( )内に外数で記載しています。

#### 3-2 トラブルの概要及び対応状況

航空運送事業運航における発生はありませんでした。

航空機使用事業運航においては重大インシデントに該当する事案が 1 件発生し、国土交通省運輸安全委員会による調査が実施されており弊社は全面的に調査に協力してまいります。

また、弊社に於いても調査を進めるとともに再発防止策の策定ならびに関連する安全施策の実施を行いながら、安全活動の強化に取り組んでおります。

##### 発生した重大インシデント事案

- 1) 日時            2022 年 10 月 18 日(火) 午前 11 時 58 分頃
- 2) 場所           八尾空港
- 3) 機種機番      セスナ式 172S 型 JA80AP
- 4) 搭乗者        機長 1 名、同乗者 1 名
- 5) 状況            操縦訓練に於いて、八尾空港への着陸進入中に機体尾部(底部)が滑走路に接触する事象が発生しました。本件による怪我人及び地上施設などへの被害はありませんでした。

#### 4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

4-1 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導  
今期、国からの命令、指導等はありませんでした。

4-2 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況

##### (1) 安全に関する目標の達成状況

2022 年度の安全目標の達成状況は、以下の通りです。

###### ① 航空事故・重大インシデント「ゼロ」

航空事故ゼロ・重大インシデントは 1 件でした。

###### ② ヒューマンエラーによる不具合の発生を抑える 5 件以下

ヒューマンエラーによる不具合の発生は 3 件でした。

###### ③ ヒヤリハット報告 25 件 以上

ヒヤリハット報告は 25 件でした。

###### ④ コントロールできる故障不具合の発生を抑える 5 件以上

コントロールできる故障不具合の発生は 3 件でした。

##### (2) 安全に関する取組みの実施状況

###### ① 安全大会

2023年3月24日に開催しました。

この中で、安全目標の達成状況・取り組み状況の報告やエグゼクティブアドバイザーによる安全講和などの諸行事を行い、安全への認識を新たにしました。

###### ② 緊急事態模擬訓練

操縦訓練機の飛行場外への不時着を想定し、ネット環境などの通信手段を用いた指示命令系統、報告、連絡体制を再確認する訓練を2023年2月22日に実施しました。

③ 安全監査

2023年3月に、安全管理体制などの監査を実施しました。

その他の安全に関する取組みは、本報告書 2-2(3)「安全に関する社内啓発活動等の取組み」に記載してあります。

4-3 2023年度の安全目標

2023年度安全目標を下記の通り定めました。

この目標を達成するために社員全員がベクトルを合わせ取組んでまいります。

1. 航空事故・重大インシデント	「ゼロ」
2. ヒューマンエラーによる不具合の発生を抑える	3 件以下
3. ヒヤリハット報告	25 件以上
4. コントロールできる故障不具合の発生を抑える	5 件以上

安全目標の取組み

1. 行動の原点

① 基本の確行

やるべきことは確実にやり、やってはいけないことは決してやらない

② 変えることへの挑戦と、あるべき姿の再確認

2. 具体的安全施策

① 各種法令、規程、管理基準を順守します

② 報告する文化を育み、不安全の兆候を見つけます

③ 安全管理システムの適切な運用で、安全取組みを確実に実行します

④ 適切なリスクアセスメントを実践し、不安全要素を排除します

⑤ 過去の経験や成功事例を含む安全情報の収集と活用を進めます

以上